令和３年第１回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和３年２月１９日第１回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

１．令和３年２月１９日（金）午後３時３５分　開会
１．令和３年２月１９日（金）午後５時２２分　閉会

１．出席した議員は次のとおりである。

１番　冨岡喜芳	２番　鎌田　正	３番　黒沢龍己	４番　澁谷俊二
５番　佐藤芳雄	６番　橋村　誠	７番　熊谷一夫	９番　渡邊秀俊
１０番　佐藤文子	１１番　阿部則比古	１２番　伊藤福章	１３番　橋本五郎
１４番　金谷道男	１５番　八柳良太郎	１６番　鈴木良勝	

計　１５名

１．欠席した議員は次のとおりである。
８番　深沢義一　　計　１名

１．遅刻した議員は次のとおりである。
１５番　八柳良太郎　　計　１名

１．地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。
管理者　老松博行　副管理者　門脇光浩　副管理者　松田知己
副管理者兼事務局長　小松英昭　監査委員　坂本昇一　消防長　佐藤広樹
消防次長　渋谷徹　大曲消防署長　杉澤衛　主席参事兼角館消防署長　鈴木和広
消防本部総務課長　佐々木伸吾　事務局次長兼介護保険事務所長　山口誠
事務局次長兼管理課長　久米正　環境事業課長　宮本武二郎　環境事業課参事　山本博康
環境事業課参事　瀬川敬　介護保険事務所主幹　上田泰彦
介護保険事務所副主幹　齋藤美由紀　管理課副主幹　藤田貴　管理課副主幹　奈良ルミ子
管理課主席主査　伊藤俊彦　管理課主席主査　鈴木貴将

１．会議の書記は、次のとおりである。　　管理課　鈴木貴将

１．本会議に提出した議案は、次のとおりである。

（１）議案第１号　大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について

（２）議案第２号　大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（３）議案第３号　大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

（４）議案第４号　大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制

定について

（５）議案第５号　大曲仙北広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

（６）議案第６号　大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

（７）議案第７号　大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（８）議案第８号　令和２年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第１号）

（９）議案第９号　令和２年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第２号）

(10) 議案第 10 号　令和２年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

(11) 議案第 11 号　令和３年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

(12) 議案第 12 号　令和３年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算

(13) 議案第 13 号　令和３年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議　長　（金谷道男君）

これより令和３年第１回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。老松管理者。

管理者　（老松博行君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

管理者。

管理者　（老松博行君）

招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

先ずもって、豪雪による被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

今シーズンは、昨年末から記録的な降雪が続いたことにより、構成３市町に災害救助法が適用されるほどの大雪となり、家屋や農業用ハウスの倒壊被害が相次いだほか、除雪や雪下ろし中の事故も多発しております。

ここに、豪雪対応にご尽力いただいた方々に心から感謝を申し上げるとともに、被災された皆様に対しましては一日も早い復旧と回復をお祈りいたします。

それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。

本日、令和３年第１回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案７件、補正予算案２件、令和３年度当初予算案２件及び単行案２件の、合計１３件であります。

令和３年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額は２４４億５，５９４万８千円であり、前年度当初と比較して１億９，１４３万８千円、率にして０．７９％の増となっております。これは、一般会計において、消防費が車両更新事業の減により約１億円の減額となるものの、介護保険特別会計において、保険給付費に約２億８千万円の増が見込まれることなどによるものであります。

また、構成市町の負担金につきましては、前年度当初と比較して７，９６８万８千円、率にして約１．１％減の、総額７１億５，１４１万８千円となっておりますが、これにつきましても消防車両更新事業の減が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

国内では、感染の第３波が勢いを増し続けたことから、年明け早々１１都府県に緊急事態宣言を発令するに至っており、２月に入ってからも、新規感染者数は減少しているものの感染力の高い変異種が相次いで確認されるなど、決して安心できない状況が続いております。

また、県内では、先月中旬以降複数の医療機関においてクラスターが発生するなど感染者数が急増し、感染警戒レベルが２から３に引き上げられておりますが、最近の新規感染者数については減少傾向にあります。

組合といたしましては、引き続き危険物施設の立入検査及び介護施設の指導並びに施設見学の受入れなどについて、感染の状況によっては休止や延期を含めて検討するとともに、各種感染防止対策を徹底してまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、斎場関係について申し上げます。

令和２年の各斎場の利用件数につきましては、中央斎場は１，０８９件で前年比２６件、南部斎場は５０６件で４５件、北部斎場は４９０件で８件のいずれも減となっており、合計では２，０８５件で７９件、３．７％の減となっております。

次に、南部斎場の現在地での建て替えにつきましては、事業手法及び概算事業費を昨年６月３０日開催の議員全員協議会においてご説明させていただきました

が、今般、令和３年度に実施する事業の内容及び係る事業費について精査したほか、４年度から６年度までの事業計画について見直しを行っております。

事業開始となる令和３年度においては、用地測量、地質調査及び支障物移転補償調査のほか、車両の出入りを改善するための道路の付け替えに係る設計と火葬炉を含む建築工事の基本設計を行うこととしており、関連経費２，９４０万円を当初予算に計上いたしております。

また、令和４年度は、主に道路の付け替え工事や建築工事の実施設計、５年度は、火葬棟の建築工事、最終の６年度は、待合棟の建築工事を行う計画であり、４年間の総事業費は、議員全員協議会でお示しした概算事業費を若干上回る７億７，６７４万円と見込んでおります。

事業の実施にあたりましては、引き続き議員各位と地元住民の皆様に丁寧にご説明し、ご理解を賜りながら進めてまいります。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、令和７年度の供用開始を目途に事業を進めている新中央し尿処理センター建設事業につきましては、本年度においては、基本計画の策定、生活環境影響調査及び地質調査を実施しており、いずれの業務も予定どおり年度末までには完了する見込みであります。

今後は、令和４年度後半から予定している建設工事につなげるため、令和３年度と４年度の２カ年事業で施設整備事業者選定支援業務を委託する計画としているほか、地元住民に対しましては、来る２月２８日に基本計画の内容等を説明する機会を設ける予定であり、事業実施に係る同意を、年度末を目処にいただきたいと考えております。

次に、北部廃棄物処理施設の長期包括運営業務委託につきましては、令和５年度の開始を予定しておりますが、本年度におきましては、業者からの参入意思アンケートなどを行う導入可能性調査を実施しており、間もなく完了の見込みであります。

今後は、この調査結果を基に、令和３年度と４年度の２カ年事業で事業者選定業務をコンサルタント業者に委託し、スムーズな委託開始につなげる計画としております。

次に、圏域内の廃棄物の一括処理を目的として昨年４月に立ち上げた廃棄物処理最適化推進委員会につきましては、去る２月３日に第４回目の会議を開催し、本年度の検討結果の取りまとめを行っております。

本委員会は、今後も継続的に開催することとしており、最終処分場の相互融通やごみ処理センター使用料金の平準化などの課題を解決しながら、圏域内における廃棄物処理の最適化を目指してまいります。

次に、中央ごみ処理センターの渋滞対策につきましては、短期的な視点による対応策として、同センターの隣接地に搬入車両５０台程度が待機できる場所を確保したいと考えており、来年度からの借用に向け、地権者との交渉を重ねております。また、中・長期的には、本来の家庭系一般ごみの処理方法の周知や利用形態の見直しを含む、ごみ減量化の抜本的な対策を講じる必要があると認識してお

り、構成市町とともに検討を進めてまいります。
なお、渋滞解消に直結するものではありませんが、対象となっていない地域からの搬入を防止するため、来年度から受付で本人確認を実施することとしており、市町の広報のほか、受付でチラシを配布するなどして周知に努めてまいります。
次に、消防関係について申し上げます。
本年度の各分署の改修工事等につきましては、協和分署を来年度に２１名体制へ移行するための増改築工事が、昨年１２月２３日に完了しております。
また、購入車両につきましては、中仙分署の消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型が昨年１２月１８日から、大曲消防署の水槽付消防ポンプ自動車が昨日からそれぞれ運用を開始しているほか、田沢湖分署のはしご付消防ポンプ自動車については３月中に納車されることとなっており、操作訓練を実施した後運用を開始する予定であります。
次に、令和３年度実施予定の主な事業についてでありますが、公共施設等総合管理計画に基づく庁舎の改修事業として、角館消防署の大規模改修工事を行うほか、消防車両につきましては、車齢が１９年となる大曲消防署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、８年となる協和分署の災害対応特殊救急自動車の更新をそれぞれ予定しております。
また、構築から８年が経過する消防救急デジタル無線システムにつきましては、更新を予定している令和１１年度までの安定稼働を担保するため、ネットワーク機器や電源基盤の入替えなど、大規模な改修を予定しております。
次に、消防功労者表彰式につきましては、例年、永年勤続の消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力をいただいた個人及び事業所を表彰しているものでありますが、本年度は３月１２日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催したいと考えております。
また、去る２月１２日に消防職員意見発表秋田県大会が開催され、当組合の代表として出場した大曲消防署 武石駿帆消防副士長が入賞しております。
次に、令和２年の火災・救急事案発生状況につきましては、火災件数が広域発足以来最も少なかった平成２３年に並ぶ４３件で前年比２０件の減、救急件数が５，１８９件で４４７件の減となっており、これらの減については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響があるものと分析しております。
また、豪雪となった今シーズンの雪害事故につきましては、屋根の雪下ろしなどによる人的被害が２月１４日現在で５１件発生し、死者が４名、負傷者が４７名、負傷者のうち重傷者が３０名となっており、昨年同期との比較では４８件の大幅な増となっております。
新型コロナウイルス感染症に係る救急搬送事案につきましては、本年度の疑い例の搬送が２月１４日まで２５件あり、うち１件が、搬送してから数日後に、ＰＣＲ検査の結果が陽性と判明しております。
次に、介護保険関係について申し上げます。
令和２年１１月データによる管内の第１号被保険者数は４８，２７１人、要介護認定者数は１０，０７３人、サービス利用者数は８，５９４人、給付総額は約

１４億３，０００万円となっております。前年同月との比較では、高齢者数は１６５人、認定者数は７０人のいずれも増、サービス利用者数は１人の減で、給付額については２，２００万円、率にして１．５６％の増となっております。

サービス別では、短期入所生活介護が約６００万円、地域密着型介護福祉施設、いわゆるミニ特養が約７００万円のいずれも増となっており、短期入所は利用単価の増、ミニ特養は施設の新規開設によるものであります。

次に、第８期介護保険事業計画につきましては、第７期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続に向けた取組を強化した内容としているほか、団塊世代が後期高齢者となる２０２５年、更には、団塊ジュニア世代が高齢者となる２０４０年を見据えた上で、認知症施策の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化などをポイントに据え、来月中に計画策定委員会がまとめ上げることとしております。

なお、第８期計画期間中の施設整備につきましては、特別養護老人ホームが地域密着型を含めて１４１床、介護老人保健施設が４床、グループホームが５４床、特定施設入居者生活介護が地域密着型を含めて３６床増える見込みであり、これにより施設入所待機者数の減少を図ってまいります。

また、介護保険料につきましては、先ほどの全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、今後３年間の高齢者人口やサービス利用者の動向を推計した上で介護給付費の総量を見込み、その約２０％を６５歳以上の第１号被保険者が負担する計算方式により算出しており、基準額を第７期との比較で月額４００円、率にして６．３５％増の６，７００円に設定したいと考えております。

なお、低所得者対策についてでありますが、国の施策により非課税世帯の方の保険料率が既に引き下げられているほか、当組合独自の施策として、保険料所得段階の２段階及び４段階の方には、国よりも低い倍率を引き続き設定してまいります。

最後に、組合設立５０周年記念事業について申し上げます。

当組合は、昭和４６年８月１日、常備消防業務の共同処理を目的として当時の１４市町村によって創設され、以来、事業を拡大しながら今日に至っておりますが、本年は設立５０周年を迎えることとなります。ちょうど半世紀という節目に当たることから、記念式典を挙行したいと考えており、来る８月４日、大曲市民会館小ホールを会場に予定しております。

式典の内容といたしましては、功績者の表彰や記念講演のほか、これまで制定していなかった組合章の披露などを行う計画であり、後ほどご審議いただく令和３年度当初予算案に関連経費を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議　長　（金谷道男君）

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、８番深沢義一君であります。
遅刻は、１５番、八柳良太郎君であります。
出席議員は、定足数に達しております。
本日の議事は「日程第一号」をもって進めます。
日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第６７条の規定により、議長において９番渡邊秀俊君、１０番佐藤文子さん、１１番阿部則比古君を指名いたします。
日程第２「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。
日程第３「議長報告」をいたします。
「令和２年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。
日程第４「一般質問」を行います。
質問を許します。１０番佐藤文子さん。

議　員　（佐藤文子さん）
１０番佐藤文子です。第８期介護保険事業計画についてお尋ねを致します。この後の議案とはほとんど変わりありませんので、敢えて介護保険事業についてお尋ねいたします。
第８期介護保険事業計画に当たって、国はいくつかの利用料の引き上げを予定しているようであります。一つは、特別養護老人ホーム等の施設の食事負担の補足給付によって、年金収入１２０万円超の方々はこれまで月２０，０００円だったのが、２２，０００円引き上げられ、４２，０００円になるそうであります。また、これに連動して、年金収入１２０万円以上の方は、デイサービスやショートステイを利用する際の１食当たりの負担の引き上げを行われるようであります。三つ目としては、高額介護サービス負担限度額において、年収約７７０万円以上につきましては、４４，４００円でありますのに、７７０万円以上から１，１６０万円の方は、９３，０００円に、１，１６０万円以上の方は１４１，０００円にするとされているようです。このように、８期計画に向けて国が準備しているのは給付削減と利用者の負担増というふうなことのようでありますけれども、こうしたことが、当介護保険の事業においても、サービスの事業動向に影響を及ぼすものではないかと思いますので、どのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。以上です。

議　長　（金谷道男君）
答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所　長　（山口誠君）
はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

事務所長。

所　長　（山口誠君）

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

始めに、今回の質問にございます制度改正につきましては、国でまだ確定していない段階のため、数字等詳細については仮定として回答させていただきます。

では、第８期介護保険事業計画期間において予定されている制度改正のうち、利用者負担増につながるものについて、その概要を説明いたします。

１点目は、特別養護老人ホーム等施設利用時の食事負担増についてであります。

特別養護老人ホーム等施設の食費につきましては、非課税世帯の方に対して、所得に応じた食費の負担限度額を設け、基準の費用額との差額を介護保険から補足給付しております。この食費の負担限度額について、本年８月からは段階が細分化され、議員のご指摘のとおり年金収入が１２０万円を超える方については、１カ月当たりの食費の負担限度額が２０，０００円から４２，０００円と引き上げになる予定です。

２点目は、デイサービスやショートステイの食事負担増についてであります。デイサービスの食費につきましては介護保険の補足給付の対象となっておりませんが、対象となっているショートステイの食費につきましては、特別養護老人ホーム等施設と同様に年金収入が１２０万円を超える方について負担限度額の引き上げが予定されております。

国が示した今回の改正は、助成の対象となっていない施設入所者や在宅で介護を受けている方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化したもので、本人の負担額については所得段階間の均衡を図ったものとなっております。

３点目は、高額介護サービス費負担増についてであります。

高額介護サービス費につきましても、年収７７０万円以上１，１６０万円未満の方は世帯の上限額を月額４４，４００円から９３，０００円に、年収１，１６０万円以上の方は同じく月額４４，４００円から１４０，１００円に引き上げられる予定となっており、この改正も能力に応じた負担を求めるものとなっております。国の試算によると、年収７７０万円以上１，１６０万円未満の方は全国で１４，０００人、１，１６０万円以上の方は１７，０００人となっております。

この改正による当広域への影響につきましては、特別養護老人ホーム等の食費の負担限度額引き上げでは、昨年８月に負担限度の認定を受けられた１，６８０人のうち、年金収入が１２０万円を超える方は３３９人、率にして約２０．２％の方が引き上げの対象となる見込みであり、ショートステイ利用者につきましては、認定者６８８人のうち、年金収入が１２０万円を超える方は１５２人、率にして約２２．１％の方が引き上げの対象となる見込みであります。

また、高額介護サービス費の上限引き上げでは、昨年１２月の支給対象者２，５００人のうち、年収７７０万円以上１，１６０万円未満の方は４人、１，１６０万円以上の方は４人となっており、支給対象者のうち約０．３２％の方が影響を受けるものと考えられます。

この制度改正によるサービス利用動向への影響につきましては、すでに施設入所をされている方が利用を取りやめることは考えにくいものの、今後施設利用を希望される方については、その他の施設、居住系サービス、在宅でのサービス利用を選択する可能性はあるものと考えられます。

いずれにいたしましても、制度改正されたことによる利用動向の変化の予測については、様々な要素が関係してくるため非常に難しいところであり、当広域としましては、介護サービスが必要となった方が利用できないことがないよう、施設等の整備を進めるとともに、引き続き、介護保険事務所や市町の介護保険担当窓口、組合ホームページを通じて、介護保険制度の周知、サービス内容、管内のサービス事業者の情報などを提供していきたいと考えております。

以上です。

議　長　（金谷道男君）

１０番、再質問はありませんか。

議　員　（佐藤文子さん）

はい、ありがとうございます。

議　長　（金谷道男君）

１０番。

議　員　（佐藤文子さん）

はい。食費の負担増となる方々が、２０％位の方々に発生してくると、こういう方々が現在サービスの利用を取りやめるといいうことは考えられませんけれども、これから施設に入りたいというような方々、特養に入りたいというような方々は、在宅あるいは居住系の施設サービス、こういった方法を選ぶのではないかというふうな影響、あとは高額介護サービス負担の方々は８人程度ということで、お金のたくさんある方々ですから、そういう方々はさほど影響ないものなのか、その辺は何とも言えませんけれども、いずれこの食事の自己負担が増加する、こうした２，０００人近くの皆さんに影響が出ることは間違いないというふうなことで、これから利用したいというふうな人たちのサービス利用抑制に繋がるのではないかと、いうふうなことが確認できたのではないかと、いうふうに私は思います。いずれ、ぜひ、政府の狙いが、保険料の引き上げもそうですけれども、こうしたサービス給付費の抑制というふうなものに、かなりこの８期ではてこ入れされているなというふうな感じを思ったものですから、あえて聞いたところですが、ぜひ、この必要な方に必要なサービスを提供できる体制をしっかり整えていただきたいというふうなこと、そして負担が増えるために使えないというふうなことへの対策、これについて、介護保険としての何らかの対策を講じていく必要があるのではないかということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。ご答弁、もしできましたらよろしくお願いいたします。

議　長　（金谷道男君）

再質問に対する答弁を求めます。所長。

所　長　（山口誠君）

はい、議長。

国の方で、食費につきましては、「精緻化」という言葉を使いまして、かなり綿密に計算した上での数字、そういうことでお知らせいただいております。それで実際高くなる方はおられるわけですけれども、今この影響を受ける方は８月１日からとなります。今後色々な機会を捉えまして、全国市長会、町村長会、それから我々広域介護保険事業を運営している「ナコメック」という、厚生労働省に直接お話しできる機会がありますので、その機会を捉えまして、負担増にならないようにということをお願いしていくことにさせていただきたいと思っております。以上です。

議　員　（佐藤文子さん）

ありがとうございます。

議　長　（金谷道男君）

これにて、質問を終わります。

日程第５「議案第１号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

次長。

次　長　（久米正君）

議案第１号「大曲仙北広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料２ページをお開き願います。

休日救急医療連携事業を本年度末で終了することにつきましては、組合規約の変更に係る構成２市１町の議決を昨年１２月にいただき、これを基に本年１月には県から許可をいただいております。

本案は、各課・所の事務分掌を定めている条文から、管理課が所掌する事務となっている当該事業部分を削除する改正を行うものであります。

以上、議案第１号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議　長　（金谷道男君）

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「議案第１号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第２号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

次長。

次　長　（久米正君）

議案第２号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料３ページをご覧願います。

改正の一つ目は、令和３年度から５年度までの第８期介護保険事業計画期間中の介護保険料を改定するものであります。中段の第５段階が基準額となり、現行との比較で、月額では４００円引き上げて６，７００円、年額では４，８００円引き上げて８０，４００円とするものであります。

また、国の基準に倣い、第７段階の対象となる合計所得金額の上限を２００万円未満から２１０万円未満に、第８段階を３００万円未満から３２０万円未満に改めることといたします。

議案説明資料４ページをお開きください。

改正の二つ目は、地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことから、この名称を適用している本条例についても改正の必要が生じたものであります。以上、議案第２号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議　長　（金谷道男君）

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

議　員　（佐藤文子さん）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

１０番、佐藤文子さん。

議　員　（佐藤文子さん）

私は、議案第２号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例」について反対の立場で討論いたします。本案は、第８期介護保険事業計画にあたって、６５歳以上の介護保険料の基準額を月額４００円、年額４，８００円引き上げるものであります。低所得者の保険料軽減策が継続されるものの、全所得段階で引き上げることになります。また、一般質問でも申し上げましたが、非課税世帯で年金収入等１２０万円を超える方々の施設、デイサービス、ショー

トステイでの食事代の負担増、年収７７０万円以上の方の高額サービス費の負担上限引き上げなど、利用料の引き上げもされます。保険料と利用料の負担増は、介護保険を使いたくとも使えない方々が今後増えることに繋がらないかと、心配です。

これまで私は、介護給付費準備基金を活用して、保険料を引き下げるよう求めてきたところであります。第８期事業計画にあたって、３年間の基金取り崩し額は、９億円を予定し、なお６億７，５００万円を残そうとしております。第７期では、保険料１か月あたり２００円を上げました。また、施設整備も８期に向けた施設整備とほぼ同等の施設整備を行ったわけでありますが、この第７期における介護給付費準備基金の繰入額の実績は、３年間で約３億３，０００万円であります。こうしたことから、介護保険料の引き下げは十分にできるのではないかと考えるものであります。

以上から、介護保険料引き上げとなる本案に反対するものであります。以上です。

議　長　（金谷道男君）

他に討論ございませんか。

（討論なしの声）

これにて討論を終結いたします。

ただ今議題となっております「第２号」を採決いたします。

本案につきましては、起立による採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成：１３名、反対：１名）

ご着席ください。

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第７「議案第３号」、日程第８「議案第４号」、日程第９「議案第５号」、日程第１０「議案第６号」の４件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

次長。

次　長　（久米正君）

議案第３号「大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、

議案第４号「大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、議案第５号「大曲仙北広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、議案第６号「大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人

員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」の４件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第３号をご説明いたしますので、議案説明資料の５ページをご覧願います。

介護保険法において、グループホームなどの地域密着型サービス事業所に配置する従業者の員数、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準に従って自治体の条例で定めることとされていることから、当組合では、３年ごとの省令改正の度に、その内容に沿った細かな条例改正を繰り返しているところであります。

本案は、条例で定める基準について、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数、各サービスの指定申請者の要件及び各種記録の保存期間など、組合が独自に定めるものを除き、省令で定める基準の例によるものとするため、全部改正を行うものであります。

次に、議案第４号についてご説明申し上げます。資料の６ページをご覧願います。

要支援認定者が利用する地域密着型介護予防サービス事業所の基準につきましても、ただいまご説明申し上げました地域密着型サービスと同様、厚生労働省令で定める基準とほぼ同一内容で条例を制定していることから、組合が独自に定めるものを除き、省令で定める基準の例によるものとするため、全部改正を行うものであります。

議案第５号につきましては、議案説明資料７ページとなります。

介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですけれども、ケアプランの作成等を行う居宅介護支援事業所の基準につきましても、同様に改正するものであります。

議案第６号につきましては、資料の８ページとなります。

要支援認定者のケアプラン作成等を行う介護予防支援事業所の基準につきましても、同様の改正を行うものであります。

以上、議案第３号から議案第６号までの４件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議　長　（金谷道男君）

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより議案第３号から議案第６号までの４件を一括して採決いたします。

本４件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって本４件は、原案のとおり可決されました。
日程第１１「議案第７号」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）
はい、議長。

議　長　（金谷道男君）
次長。

次　長　（久米正君）
議案第７号「大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料９ページをご覧願います。
火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生の恐れのある設備の取扱い等につきましては、総務省消防庁が定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」などに基づいて、本条例に規定しております。
今般、この省令が一部改正され、対象設備である電気自動車等を充電するための急速充電設備について、全出力の上限がこれまでの５０キロワットから２００キロワットに拡大されたほか、火災予防上必要な措置の追加や設置の届出が義務化されたことなどから、これに合わせた条例の改正が必要となったものであります。
なお、施行日は令和３年４月１日といたしますが、施行の際現に設置されているものなどについては、従前の取扱いを適用させる経過措置を設けることといたします。
以上、議案第７号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議　長　（金谷道男君）
説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。
これより「議案第７号」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１２「議案第８号」、日程第１３「議案第９号」、日程第１４「議案第１０号」の３件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

次長。

次　長　（久米正君）

議案第８号と議案第９号の令和２年度２月補正予算及び議案第１０号の令和２年度負担金の一部変更についての３件を、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料１０ページの総括表をご覧願います。

今回の補正につきましては、一般会計については増額を、介護保険特別会計については減額をお願いするものであり、両会計の総額では１億４，４９１万８千円の減額となり、補正後の予算総額を２４１億２，９０９万１千円とするものであります。

はじめに、議案第８号「令和２年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、総務費及び諸支出金は増額を、衛生費及び消防費は減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に４，４８３万５千円を追加し、補正後の総額を５１億８，７３３万５千円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたしますので、議案説明資料の１１ページをご覧願います。

１款分担金及び負担金は、１項３目斎場費負担金、８目廃棄物処理費負担金及び９目消防費負担金について、各負担金を財源とする運営費や人件費の減などの要因により、いずれも減額するものであり、総額では６，０３５万６千円の減となります。

２款使用料及び手数料は、１項１目３節ごみ処理施設使用料や２項２目消防手数料などの増額が見込まれ、総額では６４４万７千円の増となります。

３款国庫支出金８２万３千円の増と、資料１２ページをお願いしたいと思います、４款県支出金１１０万２千円の減は、介護保険料軽減事業、新中央し尿処理センター建設事業及び緊急消防援助隊登録車両購入事業に係る負担金・補助金を、収納見込み額に合わせて補正するものであります。

５款財産収入は、財政調整基金預金利子８千円の増額であります。

６款繰入金は、財政調整基金に積み立てるための介護保険特別会計繰入金を２，８２５万８千円増額するものであります。

７款繰越金は、６，６８２万４千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

８款諸収入２項雑入は、廃棄物処理施設のペットボトルやアルミ缶などの成型品等売払収入のほか、中央ごみ処理センターの落雷被害に係る共済金、合わせて２９２万６千円を増額するものであります。

９款の寄附金は、消防設備等の整備に係る指定寄附金１００万円を新規計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

２款総務費１項１目一般管理費は、人事異動よる人件費不足分６５万５千円を増額するものであります。

議案説明資料１３ページをご覧願います。

４款衛生費１項保健衛生費１目斎場費は、人件費不足分を増額するほか、単価の減による燃料費の不用額３００万円を減額するものであり、５目へい獣保冷センター費は、搬入頭数の減に伴う委託料の不用額８５万円を減額するものであります。

２項清掃費１目大仙市・美郷町負担人件費５５万９千円の増と２目仙北市負担人件費１６０万円の減は、人事異動による人件費の過不足分を補正するもので、４目中央廃棄物処理施設一般管理費６０万円の減、５目中央ごみ処理センター等運営費１５０万円の減、６目中央し尿処理センター運営費５００万円の減は、委託料や需用費に生じた不用額を減額するものであります。

９目北部最終処分場運営費は、予算額に変更はないものの、施設使用料の減額に伴い、財源の振替を行うものであります。

１０目北部ごみ処理センター運営費７００万円の減と１１目北部し尿処理センター運営費４５０万円の減は、燃料費及び電気料に生じた不用額を減額し、１２目新中央し尿処理センター建設事業費については、施設整備基本計画策定業務委託料などに係る契約差額８０２万１千円を減額するものであります。

５款消防費１項１目常備消防費は、人事院勧告、育児休業取得及び休職による人件費の減、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種研修の中止による旅費や負担金の減、単価減による燃料費の減などにより、総額では１，３００万円を減額するものであります。

なお、議案説明資料の１４ページをご覧いただきたいと思いますけれども、備品購入費には、歳入予算に新規計上した寄附金を財源とし、救命訓練機器購入費１００万円を予算措置しております。

２目施設整備費は、車両購入費の契約差額３８５万１千円を減額するものであります。

７款諸支出金１項１目財政調整基金費は、一般会計の前年度繰越金の残や介護保険特別会計からの繰入金等を積み立てるため、９，３８８万３千円を増額するものであります。

２項１目介護保険特別会計繰出金は、一般会計で収入する介護保険料軽減に係る国・県負担金の補正額に合わせ、１４２万２千円を減額するものであります。

次に、「議案第９号令和２年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第２号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、諸支出金については増額を、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び基金積立金については減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額から１億８，９７５万３千円を減額し、補正後の総額を１８９億４，１７５万６千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。１５ページをご覧願います。

１款介護保険料１項１目１節現年度分は、賦課額の増により８，２５０万８千

円の増額、２節滞納繰越分につきましては、滞納繰越額が見込みより少なかったことにより１５１万９千円の減額となるものであります。

２款分担金及び負担金１項１目構成市町負担金は、歳出の介護給付費及び地域支援事業費の減などにより、総額では６，３６８万６千円の減額となるものであります。

４款国庫支出金につきましては、議案説明資料１６ページ上段をご覧いただきたいと思いますけれども、２項４目保険者機能強化推進交付金２，４６０万８千円及び５目介護保険保険者努力支援交付金２，４５７万３千円は、地域支援事業の一環で実施している自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金、６目介護保険災害等臨時特例補助金４９万９千円は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置に係る補助金で、いずれも新規計上となります。

その他の国庫支出金と、５款県支出金、６款支払基金交付金につきましては、保険給付費と地域支援事業費の執行見込みに沿って補正するものであります。

７款財産収入は、介護給付費等準備基金の預金利子３１万６千円を増額するものであります。

８款繰入金１項１目介護給付費等準備基金繰入金は、本年度の保険料収入の増や繰越金に前年度の保険料が含まれていたことなどにより、当初見込んでいた額を繰り入れる必要がなくなったため、２億９，１９３万７千円を減額するものであります。

２項１目介護保険料公費負担金繰入金は、一般会計の介護保険特別会計繰出金の補正額に合わせて減額するものであります。

９款繰越金は、３億３，１０３万３千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

１０款諸収入は、２５万３千円の増額であり、組合預金利子、第三者納付金及び雑入を実績に合わせて増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。資料の１７ページをご覧願います。

１款総務費１項１目一般管理費は、人事院勧告及び人事異動による人件費の不用額やシステム改修業務委託料の契約差額など、合わせて７７０万円を減額するものであり、２項１目賦課徴収費は、保険料徴収員の人件費不足分７万８千円を増額するものであります。

３項介護認定審査会費は、認定審査件数の減による審査会委員報酬や主治医意見書作成手数料などの不用額、合わせて５９０万円を減額するものであります。

２款保険給付費は、各種サービスの実績見込みにより、１項介護サービス等諸費及び２項その他諸費は減額、３項高額介護サービス等費、４項特定入所者介護サービス等費及び５項高額医療合算介護サービス等費については増額となり、総額では３億４，８９０万円を減額するものであります。

減額となった主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス給付費が見込みより伸びなかったことであります。

議案説明資料１８ページをご覧願います。

３款地域支援事業費は、構成市町等へ委託している各種事業費の減などより、

４，１６４万３千円を減額するものであります。
　７款諸支出金１項１目第１号被保険者保険料還付金は、還付額に合わせて５０万７千円、２目償還金は、令和元年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国・県への精算返還金を予算措置するため１億８，５５４万８千円を、いずれも増額するものであります。
　２項１目一般会計繰出金は、前年度繰越金の不用額などを財政調整基金に積み立てるため、２，８２５万８千円を増額するものであります。
　続いて、「議案第１０号令和２年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。議案説明資料は１９ページとなります。
　ただ今ご説明いたしました議案第８号の一般会計補正予算と、議案第９号の介護保険特別会計補正予算を受け、斎場費負担金は２９１万８千円、廃棄物処理費負担金は３，８４９万６千円、消防費負担金は１，８９４万２千円、介護保険費負担金は６，３６８万６千円をいずれも減額し、変更後の負担金総額を大仙市は３９億３，１０９万４千円、仙北市は２１億５，９５１万１千円、美郷町は１０億１，６４５万９千円、合計では７１億７０６万４千円とさせていただくものであります。
　以上、議案第８号及び第９号の令和２年度２月補正予算と、議案第１０号の組合経費に係る負担金の一部変更について をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議　長　（金谷道男君）
　説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
　質疑ありませんか。
　（質疑なしの声）
　質疑なしと認めます。
　これより、討論を行います。討論ありませんか。
　（討論なしの声）
　これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第８号」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
　（異議なしの声）
　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
　これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第９号」を採決いたします。
　本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
　（異議なしの声）
　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
　これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第１０号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
　（異議なしの声）
　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１５「議案第１１号」、日程第１６「議案第１２号」、日程第１７「議案第１３号」の３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者　（小松英昭君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

副管理者。

副管理者　（小松英昭君）

それでは、議案第１１号と議案第１２号の令和３年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算並びに議案第１３号、令和３年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、私の方から一括してご説明をさせていただきます。

本２件の予算案につきましては、地方自治法第の規定、それから組合経費に係る負担金につきましては、組合規約の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入ります、議案説明資料の２０ページをお開き願います。

上段の総括表をご覧いただきたいと思います。合計欄に記載がありますとおり、一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は２４４億５，５９４万８千円であります。前年度比較で１億９，１４３万８千円、率にして０．７９％の増となります。

これは、一般会計において、消防車両更新事業が減額となったものの、介護保険特別会計におきましては、保険給付費、地域支援事業費が増額となったことによりまして、トータルでは微増となったものでございます。

その下をご覧願います。今回、当組合予算の歳出ベースにおける目的別と性質別の構成がどうなっているのかをお示しするため、円グラフを作成してみました。

一般会計の目的別におきましては、衛生費が３７．８％、それから消防費が５１．１％、この２つで約８９％を占めているものでございます。

一方、性質別におきましては、人件費が４３．３％、物件費が３６．８％、この２つで約８０％を占めております。

また、介護保険特別会計の目的別においては、保険給付費が９４．０％と大部分を占めております。

性質別におきましては、補助費等が９５．８％、こちらもほとんどが保険給付費で占められている状況となっております。

それでは、会計ごとの主な項目につきまして順次ご説明させていただきます。

はじめに、議案第１１号「令和３年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」について申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、総括表上段に記載のとおり、５０億１，５６６万１千円で、前年度と比較して１億２，６８３万９千円、率にして２．４７％の減となります。

歳入歳出予算につきまして、歳入から順にご説明いたします。

ここからにつきましては、おおむね予算書で説明をさせていただいと存じます。

恐れ入ります、予算書をお開き願います。予算書の７ページとなります。議案説明資料は２１ページとなります。

歳入１款分担金及び負担金１項１目事務費負担金は、７，６４９万４千円で、組合ホームページ経費の減によりまして、４３６万５千円の減であります。

２目社会福祉法人助成費負担金は、１，１８４万９千円で、社会福祉法人水交会に対する経営安定化補助金の終了により、１８２万８千円の減であります。

３目斎場費負担金は、９，９９３万９千円で、火葬炉耐火物等補修工事費が減となりますが、新南部斎場建設事業費を新規計上したことによりまして、１，１８５万６千円の増であります。

４目病院群輪番制事業費負担金及び５目歯科在宅当番医制事業費負担金は、前年度と同額計上となります。

６目へい獣保冷センター費負担金は、３７１万８千円で、死亡獣畜の処理運搬収集業務委託料等の減によりまして、２１万７千円の減となります。

７目廃棄物処理費負担金は、１６億４，２７８万２千円で、新中央し尿処理センター建設事業費の減及び公債費の減等により、３，７１４万２千円の減であります。

次は８ページをお願いします。

８目消防費負担金は、２５億３，９９２万５千円で、角館消防署大規模改修事業及び消防救急デジタル無線システム部分改修業務委託料の新規計上により増となりますが、はしご付き消防ポンプ自動車購入事業の終了によりまして、総額では９，７８３万１千円の減となります。

９目民生費負担金は、６，３４５万５千円で、低所得者に対する介護保険料軽減事業の増により、５２２万円の増であります。

これにより、歳入１款分担金及び負担金は、総額４４億６，４７７万７千円で、前年度との比較で１億３，０５７万６千円の減となるものでございます。

続いて歳入２款使用料及び手数料１項　使用料は、１目の衛生使用料として斎場、次の９ページの記載となりますけれども、へい獣保冷センター、それからごみ処理施設、し尿処理施設等に係る施設使用料と、２目の消防使用料を合わせ２億４，２８２万５千円の計上、それから１０ページをお願いいたします。２項手数料は、へい獣集荷処理、危険物貯蔵設備検査に係る手数料、合わせて４１６万９千円の計上でございます。

続いて歳入３款国庫支出金１項１目民生費国庫負担金は、１億２，６９０万９千円で、低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金であります。

２項１目衛生費国庫補助金は、３００万円で、新中央し尿処理センター建設事業に係る循環型社会形成推進交付金であります。

１１ページをお願いいたします。

２目消防費国庫補助金は、１，３７９万３千円で、協和分署配備の災害対応特殊救急自動車購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金であります。

歳入４款県支出金１項１目民生費県負担金は、６，３４５万４千円で、国庫支出金と同様に低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金であります。

１２ページをお願いいたします。
歳入５款財産収入１項２目財産貸付収入は、４２万４千円で、土地貸付収入でございます。
歳入６款繰入金２項１目財政調整基金繰入金は、６，５００万円で、事務費、斎場費、廃棄物処理費及び介護保険費に充当するものでございます。前年度との比較で１，０００万円の減となります。
１３ページをお願いいたします。
歳入８款諸収入２項１目清掃事業収入は、９８３万３千円で、廃棄物処理施設において収集したアルミ缶、ペットボトルなどの成型品等売払収入でございます。なお、昨年度までは２項２目雑入に含めて計上しておりましたけれども、清掃事業に付随し、かつ金額も大きいことから、より分かりやすく整理するために、目を分けて計上致してしております。
２目雑入は、２，１４７万３千円で、県消防学校や県消防防災航空隊への派遣職員に係る人件費負担金等でございます。
続いて、歳出についてご説明申し上げます。
予算書１５ページ、議案説明資料は２２ページとなります。
歳出１款議会費は、７２万２千円で、当組合議員に係る報酬と費用弁償等となります。
歳出２款 総務費１項１目一般管理費は、７，４１３万８千円で、内訳は、人件費が合わせて５，９９７万２千円のほか、例規集加除業務委託料及び事務経費となります。
１７ページをお願いいたします。
２目組合設立５０周年記念事業費は、５０万円で、記念式典経費等であります。
２項１目監査委員費は、１３万８千円で、監査委員報酬と費用弁償等でございます。
１８ページをお願いします。
歳出３款民生費は、１，１８４万９千円で、社会福祉法人水交会への施設改築事業債に係る償還補助金であります。
次に歳出４款衛生費１項１目斎場費でありますが、１９ページ、２０ページにわたっての記載となります。予算額は、１億４１５万９千円で、職員３人の人件費が２，２４５万５千円、職員７人の派遣業務委託料が３，４２２万１千円、中央斎場館内清掃業務委託料が３３８万円、火葬炉耐火物等補修工事費の南部・北部斎場分が６６０万円、中央斎場分が４１８万円、需用費等のその他運営経費が３，３３２万３千円であります。
２０ページ中程をご覧願います。
２目新南部斎場建設事業費は、２，９４０万円で、現在の施設がある美郷町六郷での新斎場建設に向けた基本設計や、各種測量、調査業務委託料であります。
３目病院群輪番制事業費は、２，４８４万円で、大曲厚生医療センター、大曲中通病院及び市立角館総合病院に対する運営費補助金であります。
４目歯科在宅当番医制事業費は、１７７万５千円で、運営費負担金であります。

２１ページをお願いいたします。

５目へい獣保冷センター費は、６３４万７千円で、収集運搬や処理委託料などの運営費であります。

２２ページをお願いいたします。

２項１目大仙市・美郷町負担人件費は、３，００３万４千円、２目仙北市負担人件費は、２，９４３万１千円、２３ページをお願いします。３目共通負担人件費は、７２１万１千円で、いずれも廃棄物処理施設に係る職員人件費であります。

４目中央廃棄物処理施設一般管理費は、７３０万円で、事務経費等が３７７万８千円、環境衛生対策事業促進費補助金等の各種補助金や交付金等が３５２万２千円となっております。

２４ページをお願いします。

５目中央ごみ処理センター等運営費は、７億２，６７８万８千円で、長期包括運営業務委託料が６億３，８８３万８千円、焼却灰の処分や、運搬に係る業務委託料がそれぞれ５，５１７万６千円と、１，７１６万円、不燃物残渣再資源化処理業務委託料が９１５万８千円、廃水銀使用製品処分業務委託料が２５２万７千円、その他運営経費が３９２万９千円であります。

２５ページをお願いします。

６目中央し尿処理センター運営費は、２億２，２８９万８千円で、長期包括運営業務委託料が２億１，７３７万８千円、槽内清掃業務委託料が４５１万円、その他運営経費が１０１万円であります。

７目新中央し尿処理センター建設事業費は、１，０６４万円で、新施設の整備に向けた施設整備事業者選定支援業務委託料であります。

８目北部廃棄物処理施設一般管理費は、２，４９７万３千円であります。次の２６ページの記載となりますが、令和５年度からを予定している施設運営管理の長期包括業務委託導入に向けた運営事業者選定に係る支援業務委託料が１，３８９万５千円、北部ごみ処理センター夜間対応業務委託料が２９６万８千円、ごみ処理センター計量システム賃借料が２６９万３千円、その他運営経費が５４１万７千円であります。

９目北部最終処分場運営費は、８，３９８万２千円であります。次の２７ページの記載となりますけれども、埋立等管理補助業務委託料が３，２９５万円、浸出水処理施設維持管理業務委託料が９５５万７千円、ショベルローダー等などの重機等賃借料が１，３２８万円、機器修繕工事費が５９５万１千円、田沢湖一般廃棄物最終処分場の遮光シート改修工事費が２３１万８千円、その他運営経費が１，９９２万６千円であります。

２８ページをお願いいたします。

１０目北部ごみ処理センター運営費は、４億１，９５１万４千円で、運転管理及び機械設備保守整備業務委託料が２億２，６３８万円、機器修繕工事設計等業務委託料が、２３６万５千円、機器修繕工事費が１億１，０２０万円、電気料、燃料費料等のその他運営経費が８，０５６万９千円であります。

１１目北部し尿処理センター運営費は、１億６，７６３万６千円であります。

２９ページの記載となりますけれども、運転・維持管理業務委託料が７，８１０万円、機器修繕工事設計等業務委託料が２３６万５千円、機器修繕工事費が６，０００万円、電気料、燃料費等の運営経費が２，７１７万１千円であります。

同じく２９ページをお願いいたします。

続いて歳出５款消防費１項１目常備消防費は、２２億７，５１０万９千円で、この後３３ページ上段までの説明欄に各項目ごとの額が記載されておりますけれども、人件費が、合計で２０億４，６４３万６千円、救急救命士４人の養成に要する経費が合わせて９６２万５千円、消防大学校関連経費が１１６万２千円、県消防学校関連の経費が合計で５８１万８千円、高機能消防指令センター保守点検業務委託料が３，２８６万６千円、デジタル無線保守業務委託料が２，５１５万１千円、救急資機材保守点検業務委託料が４２５万７千円、職員健康診断業務委託料が、３６２万４千円、ネットワークシステム賃借料が６８２万５千円、署活動用無線機９０台の購入費が８５９万８千円、需用費や各種業務委託料等のその他運営経費が、合計で１億３，０７４万７千円であります。

予算書は続いて３３ページ中段から３４ページ上段までとなります。

２目施設整備費は、２億８，６５９万５千円で、デジタル無線部分改修業務委託料が４，９３９万円、角館消防署大規模改修事業の工事費が１億１，０５６万５千円、実施設計・工事監理等の業務委託料が６４９万４千円、備品購入費が４２２万２千円であります。また、車両等購入費関連では、大曲消防署災害対応特殊化学消防ポンプ自動車が７，９９７万７千円、協和分署災害対応特殊救急自動車が１，９６６万６千円、同車両に積載する高度救命処置用資機材が１，５３１万３千円となっております。

３４ページ中程をご覧ください。

続いて歳出６款公債費は、１億６，３８６万１千円で、消防及び清掃事業に係る長期債償還分であります。

３５ページをお願いいたします。

歳出７款諸支出金２項１目介護保険特別会計繰出金は、３億３８１万８千円で、一般会計で収納する国・県・市町負担金を原資とした低所得者介護保険料軽減事業分が２億５，３８１万８千円、財政調整基金繰入金を原資とした一般財源分が５，０００万円であります。

次に、継続費の設定についてご説明いたします。予算書は戻りまして４ページをお開き下さい。継続費のページとなります。

４款衛生費２項清掃費における２事業について、いずれも令和３年度から４年度まで２カ年の継続費の設定をお願いするものであります。

１件目の新中央し尿処理センター施設整備事業者選定支援業務委託事業は、令和３年度が１，０６４万円、令和４年度が１，３３８万５千円、総額で２，４０２万５千円であります。新施設の整備に向け、令和３年度は仕様書の作成、令和４年度は施設整備に係る事業者選定支援を委託するものであります。

２件目の北部廃棄物処理施設長期包括運営事業者選定業務委託事業は、令和３年度が１，３８９万５千円、令和４年度が１，２６６万７千円、総額で２，６５

６万２千円であります。令和５年度からを予定している施設の長期包括運営業務委託について、令和３年度は、事業者募集書類の作成支援業務、令和４年度は事業者の募集及び選定支援業務を委託するものであります。

以上が一般会計の説明になります。

次に、議案第１２号「令和３年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、再び議案説明資料の２０ページの上段総括表をご覧ください。

介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、１９４億４，０２８万７千円で、前年度と比較して３億１，８２７万７千円、率にして１．６６％の増となるものであります。

歳入歳出予算について、歳入から順にご説明いたします。

また予算書に戻らさせていただきます。予算書は５１ページをお開き願います。

歳入１款介護保険料は、３４億７，４９６万１千円で、３億６，４６３万４千円の増であります。なお、収納率については、現年度分を９８．９％、滞納繰越分を１８．０％と見込んでおります。

歳入２款分担金及び負担金は、２６億８，６６４万１千円で、保険給付費及び事務経費の増により、５，０８８万８千円の増となります。

５２、５３ページをお願いいたします。

歳入３款使用料及び手数料は、２１万１千円で、介護保険料の督促手数料等であります。

歳入４款国庫支出金、歳入５款県支出金、歳入６款支払基金交付金は、この後ご説明いたしますが、歳出２款保険給付費、それから歳出３款地域支援事業費、歳出４款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出した負担金、補助金及び交付金であります。

５４ページをお願いいたします。

歳入８款繰入金１項１目介護給付費等準備基金繰入金は、１億１，８３４万４千円、２項１目低所得者介護保険料軽減繰入金は、２億５，３８１万８千円、２目一般財源繰入金は、先ほど申し上げました５，０００万円であります。

５５ページをお願いいたします。

歳入９款繰越金は、１５０万円で、保険料の歳出還付金充当分などを計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

５７ページをお開き願います。

歳出１款総務費１項１目一般管理費は、２億５０８万７千円で、人件費、介護保険システムに係る保守業務委託料、法改正対応業務委託料、各種システム等の賃借料、庁舎維持管理負担金及び事務経費であります。

５９ページをお願いいたします。

２項１目賦課徴収費は、８１５万９千円で、介護保険料徴収員人件費等であります。

３項１目介護認定審査会費は、１，６２９万６千円で、認定審査会委員報酬、

事務経費等であります。
６０ページをお願いいたします。
２目認定調査等費は、９，４１７万円で、認定調査員人件費、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び事務経費であります。
６１ページをお願いいたします。
歳出２款保険給付費１項１目介護サービス給付費は、１６４億２，９３７万４千円、２目介護予防サービス給付費は、２億７，３６４万８千円、６２ページをお願いいたします。２項１目その他諸費は、１，９５６万５千円、３項１目高額介護サービス費は、４億９４５万５千円、４項１目特定入所者介護サービス費は、１０億９，１６７万１千円、６３ページの５項１目高額医療合算介護サービス費は、４，７０６万３千円の計上となります。
続いて歳出３款地域支援事業費１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は、４億７，０８２万９千円、２目一般介護予防事業費は、７，３９３万３千円、６４ページとなります。３目包括的支援事業・任意事業費は、２億９，１２８万６千円で、構成市町等への事業委託料が多くを占めるものであります。６５ページの４目その他諸費は、２９４万２千円であります。
次に、歳出４款　民生費は、３４万２千円で、低所得者対策事業交付金であります。
６６ページをお願いいたします。
歳出７款諸支出金は、１４６万５千円で、第１号被保険者保険料還付金などであります。
以上が介護保険特別会計の説明になります。
当初予算に係る説明は以上でありますが、引き続き議案第１３号「令和３年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金」につきましてご説明を申し上げます。
恐れ入ります、何回もすみませんが、議案説明資料の２８ページをお願いいたします。
本案は、議案第１１号と議案第１２号の令和３年度当初予算に伴う構成市町の負担金の額を定めるものであります。大仙市は、前年度当初比較で７，９４９万７千円増の４０億９，８０３万７千円、構成比は５７．３０％、仙北市は、１億９，３４１万３千円減の１９億８，８４９万８千円、構成比２７．８１％となります。美郷町は、３，４２２万８千円増の１０億６，４８８万３千円、構成比は１４．８９％と定めるものであります。
なお、仙北市のみが減額となりました理由は、仙北市の単独負担でありました、田沢湖分署配備はしご付き消防ポンプ自動車購入事業の終了によるものであります。
以上が議案第１３号の説明となります。
最後になりますが、令和３年度は、本格的に始まる新南部斎場建設事業に係る経費や、角館消防署の大規模改修、消防救急デジタル無線システム改修など既存の施設等の維持補修に要する経費を新たに盛り込んだことにより、すでにスター

トしている新中央し尿処理センター建設事業や第８期介護保険事業計画期間の開始などと相まって、組合各部署におきまして、それぞれ大型事業や圏域住民の皆様の生活に密接に関係する事業が同時並行的に進捗していく大事な年になると認識いたしております。

加えて、ワクチン接種への道筋が見えてきているとは言え、コロナ禍での生活や社会経済情勢がどうなるのか未だ不透明な状況であります。

令和３年度予算の執行に当たりましては、このような組合内外の状況を十分把握した上で、引き続き事務事業の計画性、効果性、効率性といったものに常に意を配しながら、圏域住民の皆様の利益に資するよう努力してまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも格別なるご指導とご協力をお願い申し上げる次第であります。

以上、議案第１１号から議案第１３号までの３件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議　長　（金谷道男君）

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

議　員　（渡邊秀俊君）

はい、議長。

議　長　（金谷道男君）

９番、渡邊秀俊君。

議　員　（渡邊秀俊君）

一般会計、総額５０億程の予算ですけれども、一般会計の定期預金が１７億寄せられておりますが、５０億の事業で１７億の定期が果たして適切なのかどうか、もしそういうのであれば、借金を早く返すとか、あるいは市町村の分担金をものすごく減らしていくとか、５０億に対して１７億というのはちょっと多すぎるのではないかと思いますけれども、説明をお願いします。

議　長　（金谷道男君）

答弁を求めます。久米次長。

次　長　（久米正君）

大変恐縮ですけれども、１７億という数字はどこからでしょうか。

議　員　（渡邊秀俊君）

行政報告の、１７ページ「定期預金等証書内訳確認票」です。

次　長　（久米正君）

議長報告の１７ページということですね。

議　員　（渡邊秀俊君）

そうです。

次　長　（久米正君）

これは、会計の中でやり繰りしていて、支払いなど生じるわけですけれども、会計の運用にあたって、ちょっと余裕があったというか、そういうことで一時的

に貯金をしていたというものでありまして、これはまるまる組合としての留保財源ということではございませんので、そういうことでご理解いただければありがたいと思います。組合としましては、自主財源がないもので、構成市町の方から、何月に何億ということでいただいているわけでありますけれども、運営していくにあたって、０にはできませんので、若干余裕を持って負担金を頂くことになっているんですけれども。

議　員　（渡邊秀俊君）

次長、おれは、余裕あり過ぎるんでないかと、こう言ってるんだ。

次　長　（久米正君）

ただ、決算を打って最終的には繰越金が一般会計の場合は数千万、介護保険の場合は数億という数字が出てくるわけですけれども、あくまでも一時的に支払いをするための財布に戻っていたもので、運用にあたっては、なるべく利子も多く付くようにということで、このまま定期預金に入れても、昔は利回りも良かったわけですけれども、今はほとんど変わらないですけれども、少しでも有効に運営していくということで、一時的に保管しているということでございます。

議　員　（渡邊秀俊君）

議長。

議　長　（金谷道男君）

渡邊秀俊君。

議　員　（渡邊秀俊君）

１２月３１日時点で、１７億の定期、それから３億の普通預金、いろいろお金が動くのは分かるんですが、ちょっと多すぎるんでないか、もう少しこのお金を動かし利用すればもっといい使い方ができるのではないかと、要望して終わります。

次　長　（久米正君）

資金繰りで一時的に寄せているということでありますけれども、有効に使っていきたいというふうに考えております。以上です。

議　長　（金谷道男君）

はい、他にありませんか。

議　員　（鎌田正君）

はい、議長。質問ではないけれども、私の資料だけか分からないけど、あっちさいったりこっちさいったりひっくり返ったりして、ページ数が上に行ったり下に行ったり、製本屋のせいかわからないけども、ちょっとお粗末だったなと思います。私のだけだったかもしれないけど。

次　長　（久米正君）

大変申し訳ございませんでした。確認が足らなくて、私の手落ちでございます。今後このようなことのないように、気を付けて参ります。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

議　長　（金谷道男君）

他にございませんか。

（質疑なしの声）
それでは、これにて質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

議　員　（佐藤文子さん）
はい、議長。

議　長　（金谷道男君）
佐藤文子さん。

議　員　（佐藤文子さん）
議案第１２号「令和３年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。議案第２号で反対致しました介護保険料引き上げを検討した予算案であるということから反対するものであります。以上です。

議　長　（金谷道男君）
他に討論はございませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。
これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第１１号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第１２号」を採決いたします。本案につきましては、起立による採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成：１３名、反対：１名）
ご着席ください。
起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第１３号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたします。
これにて、令和３年第１回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。